

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第43号

答申番号：令和3年度答申第38号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、令和3年10月分の保護費について1万5,569円の過支給額を生じさせた原処分（生活保護変更処分）は、冬季の暖房費を考慮しているとは思えず、違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

#### 2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、請求人の令和3年10月分の保護費について、冬季加算額を含めて基準生活費を算定しており、また、請求人からの収入申告に基づいて適正に収入認定を行った結果、過支給額1万5,569円が生じたものであり、原処分に違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人の保護費の算定に際し、収入充当額の見込額よりも確定額が上回ったのであるから、処分庁は、生活保護法（以下「法」という。）第25条第2項の規定により、請求人の保護を変更する必要があると認められる。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和4年3月1日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月10日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる

ものとされている（法第4条第1項）。また、保護は、最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（法第8条第1項）、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている（法第25条第2項）。また、保護の変更の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不相当であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入とみなして取り扱うこととされており、また、この取扱いの適用を受けた者に係る翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取り扱うこととされている。

そこで本件についてみると、請求人の収入申告（令和3年8月27日に行われた同月分の勤労収入6万5,436円）に基づき、処分庁は、同年10月分の勤労収入額を「6万5,436円」と見込み、「4万5,240円」（勤労収入額から必要経費及び基礎控除額表の額を控除した額）を収入充当額（見込額）として認定したことが認められる。他方、請求人の収入申告（同年9月27日に行われた同月分の勤労収入8万2,656円）に基づき、同年10月分の勤労収入額を「8万2,656円」と確定し、「6万809円」（勤労収入額から必要経費及び基礎控除額表の額を控除した額）を収入充当額（確定額）として認定したことが認められる。したがって、同月分の請求人の保護費の収入充当額において、見込額（4万5,240円）と確定額（6万809円）との間に差異が生じた以上、法第25条第2項の規定により、保護を変更した原処分は違法又は不当な点はない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子